

菜の花法律事務所 10th ANNIVERSARY 菜の花法律事務所創立10周年

2012年11月11日



菜の花だより

No.9

発行/菜の花法律事務所 発行責任者/国宗直子
熊本市中央区江越1丁目17番12号 フローラル江越105号
TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732



撮影/国宗直子

イバラカンザシ

映画「アバター」の中に、何かの気配を感じると、ピュッとその姿を引っ込めてしまう巨大な花のような森の生き物が出てくる。「あっ、イバラカンザシだ!」と思った。

海の中にはこんな反応をする生き物がいる。中でもイバラカンザシは色とりどりで可愛らしい。高さはせいぜい1~2センチ。白っぽい色が重なったものは一見小さなクリスマスツリーのような。それで英語ではクリスマスツリー・ワームという。ゴカイの一種なのだ。

近づきすぎるとその気配で引っ込んでしまうし、小さいから焦点が合わせづらい。よく撮影に失敗する。だから少々のピンボケはご容赦いただきたい。

国宗 直子



10th ANNIVERSARY

菜の花法律事務所

菜の花法律事務所創立10周年を迎えて

ごあいさつ

弁護士 国宗 直子



2002年11月1日、菜の花法律事務所は小さな産声をあげました。弁護士1人、事務長1人からのスタートでした。地域に根ざした法律事務所をと、掲げた目標もささやかなものでした。当時としては珍しく、裁判所から少し離れた場所での開設となりました。さて、今10年を経て、少しは目標に近づくことができたでしょうか？

益田牧子市会議員の生活相談所で始めた無料法律相談は、今や行列のできる法律相談所になっています。「とても弁護士のところになんか相談に行けない」と思っ
ていらっしゃるような方々のお話をここではたくさん聞くことができます。時には法律相談なのか生活相談なのか区別のつきにくい相談もあって、益田先生との連携プレーも必要となってきます。創意と工夫が必要にもなります。菅弁護士が入所してから、この無料法律相談は夜間相談も行うようになりました。

事務所スタッフも、弁護士3人・事務員3人と3倍化を達成しました。事務所もずいぶん手狭になりました。3人が、それぞれいろんな事件に関わり、弁護士会の活動に関わり、事務所が果たせる役割も多様化したと思います。

この10年の中で、創立メンバーであった石本龍猪事務長を失ったことは痛恨の極みでした。創立のときに、二人で語り合った事務所の将来の姿のことを思い出します。まだまだ、あの時の夢には到達できていませんね。「地域を支えている生き生きとしたいくつもの活動の拠点みたいな事務所になるといいね」。これは菜の花にとっては少し大きな夢です。それでも、いつも石本事務長に問いかけます。「ここまでのところはこれでいい？ これからまた頑張るから」。

ここまでを、支えてくださった多くの皆様に心から感謝申し上げます。そしてこれからも、心あたたくご指導くださいますよう、よろしく願いいたします。

再審請求事件に取り組む

弁護士 国宗 直子

(1) 松橋事件

さてさて、独り暮らしの人はご用心！

たとえば、あなたが夕方仕事に疲れての帰宅途中、自分で夕食作るのは面倒だと、行きつけの居酒屋に立ち寄った。そこでたまたま知り合いと出会った。一緒に飲もうかと、同じテーブルで飲み始めた。ところがその男、虫の居所が悪かったのか、酔いが回ってくるとやたらと突っかかってくる。最初はそれをやんわりと交わしたが、声を荒げたり、一方的に怒鳴りつけたり。嫌気がさしたあなたは、早々に居酒屋を引き上げた。家に帰り着いても面白くなくて、テレビを見ながらそのまま寝てしまった。誰にも電話をかけたり、メールを送ったりすることもなかった。ところが翌日、あの男の刺殺死体が発見された。前の夜に喧嘩をしていた男がいるとの聞き込みを得て、警察官があなたのところへ。誰もあなたのアリバイを証言できない。さあ、どうします？

事件概要

似たようなことが、1985年(昭和60年)1月、熊本県宇城市松橋町(当時は下益城郡松橋町)で現実起きた。独り暮らしのMさんは、1月5日の夜、知人の家の新年会に参加した。その知人も独り暮らしだった。参加者は全部で4人。酔いが回ってきたところで、些細なことを原因に口論となった。これ以上ことを荒立てたくなくてMさんは途中で帰り自宅で寝てしまった。ところが、1月8日の朝、その知人が自宅で刺殺されているのが発見された。

その日から、Mさんへの取調べが始まる。8日、9日、10日、12日、13日、14日、18日、19日、20日の9日間、午前8時ないし9時頃から午後11時半頃まで、合計63時間に及ぶ厳しい取調べを受けた。Mさんの自宅は宇城警察署(当時は松橋警察署)から300メートル程しか離れていない。警察署に行かない日には警察官の方が自宅に顔を出した。この63時間は任意捜査として行われた。いつまで続くかわからない厳しい取調べに、Mさんは、「早く逮捕してくれ」と言うようになる。逮捕されれば時間制限があるから。そうして1月20日、力尽きてMさんは殺害を自白する。同日ようやく逮捕となった。

もうあんな厳しい取調べはごめんだと、Mさんはその後警察の望む通りの自白を展開する。公判になっても最初Mさんは犯行を認めるようなことを言っていた。それは国選弁護人に「無罪を争うのは難しいし、争うのであれば私選弁護人を付けたほうがいい」と言われたからだ。Mさんに私選弁護人を雇う余裕はなかった。しかし、第5回公判でようやくMさんは無罪を主張するに至った。国選弁護人も別の弁護士に変わった。以後Mさんは否認を続けていたが、一審判決で懲役13年の有罪判決を受け、控訴審も上告審も棄却された。

今年(2012年)3月12日、Mさんは再審を請求した。すでに刑期を終了し、熊本市内で暮らしておられるが、病気のために判断能力が乏しくなれば成年後見人による請求となった。

事件の問題点は、Mさんの自白以外には証拠がないということである。凶器とされた切り出し小刀があるが、これはMさんが「これが凶器だ」と自宅にあったものを差し出したもので、この小刀からは一切血液痕は発見されなかった。Mさんの当夜の衣服からも、靴からも、自宅からも犯行の痕跡は何も認められなかった。それでも裁判所は自白を全面的に認めて有罪としたのだ。なので最大の争点はMさんの自白が信用できるのか、ということである。

私たちの調査の結果わかったことを、一部紹介したい。

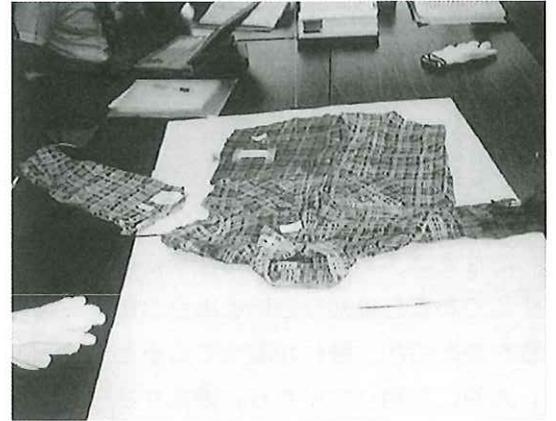


10th ANNIVERSARY

菜の花法律事務所

<凶器の巻き付け布>

Mさんの当初の自白では、殺害に使った小刀には血がべっとり付いていた。しかし証拠として出された小刀には血液痕がない。そこでMさんの自白が変更される。小刀には柄と刃の間に布を巻いたと。その布は自宅でウェスとして使っていた古いシャツの一部だと。そしてその布は犯行後に燃やしてしまったと。警察官が自宅から押収してきたシャツを示すとそのシャツには左袖部分がない。その左袖部分を切り取って小刀に巻いたということになった。だが、実は、警察はその後にその左袖部分をMさんの自宅で発見した。しかし、そのことが公判に出されることはなかった。私たちはこの左袖を未提出の証拠物の中から発見した。



<創傷と凶器と殺害状況>

今回私たちは、被害者に残された創傷が凶器とは合わないという鑑定書を新証拠として提出した。創傷の中にはどうしても証拠とされた小刀ではできない傷があるのだ。しかも、自白では、体に付いた傷だけを刺したようになっているが、実はそれよりもっと多くの傷が被害者の衣服に付いていることも明らかになった。自白では致命傷を刺したときにその傷から血が出るのを見たとあるが、実はその致命傷はとっくりセーターの上から刺されたものであることも明らかになった。また自白では被害者が座っている状態のまま刺したとあるが、傷の状態からは被害者が倒れてからもさらに刺されていることがわかった。殺害状況は自白とは異なるのだ。

<追尾行為>

1月5日の新年会のあと、被害者は参加者の一人を自宅まで送っていったことがわかっている。自白では一旦自宅に戻ったMさんは、再度被害者宅に来て、その被害者の後を付けて行ったことになっている。そのときに近所の家に夜半まで明かりが付いていたという事実が出てくる。これが判決では秘密の曝露（犯人しか知り得ない事実）だとされた。しかし、その家はMさんとは親しくしていた家で、事件当初から捜査官が何度もこの家を訪問し、事情聴取をしている。この日その家では客があり遅くまで明かりが付いていたことはすでに警察官に話していたと、この家の人からの新しい供述を得てこれも新証拠として提出した。捜査官はこのことを知っていて自白を誘導した可能性が明らかになったのである。

<現場の状況>

そもそもこの事件では、自白と現場の状況とがチグハグなのだ。たとえば、被害者の家の廊下には靴下で踏んだような血痕が点々と続いている。ところが自白ではMさんは犯行時この廊下には行っていない。誰がこの血痕を付けたのか？

以上は、再審請求で主張していることの一部である。おかしいことがたくさんある。私は当時の裁判所もおかしいことに気がついていたと思う。それでも「彼がやったに間違いはないから」と有罪判決を下したのだと疑っている。しかし、自白しか証拠がない事件で、自白がおかしいのに、「彼がやった」と思うのは、もはや証拠に基づかず、裁判官の勘で判断したことになる。そんな裁判があつていいはずがない。

今や高齢になり病床にあるMさんの名誉を一日も早く回復したいと思う。

(2) 菊池事件

菊池事件は、私のハンセン病問題への取り組みの延長にある。
事件は古い。

<第1事件>

1951年8月1日、熊本県北の小さな村のHさんの自宅にダイナマイトが投げ込まれるという事件が起きた。Hさんとその子どもが負傷した。当時Hさんは村の衛生係をしていた。戦後の第二次無らい県運動の真っ只中だった。当時ハンセン病と判断され菊池恵楓園への入所を熊本県から勧告されていたFさんが真っ先に疑われた。HさんがFさんをハンセン病患者として熊本県に報告したせいで恨みを抱いていたのだろうと。Fさんは当初から自分ではないと主張したが、警察も検察も裁判所も聞く耳を持たなかった。そもそもFさんにはダイナマイトの知識も技術もなかったのに。Fさんは殺人未遂罪と火薬類取締法違反で起訴された。裁判は、すべて菊池恵楓園内で行われた。公開の法廷で裁判を受ける権利はハンセン病患者には保障されなかったのである。



逮捕された現場写真
(右側のくぼ地に追いつめられ発砲された)

翌1952年6月9日、Fさんは菊池恵楓園内の法廷で懲役10年の判決を受けた。Fさんは直ちに控訴したが、菊池恵楓園内の拘置所の職員らが、「一度有罪判決が出れば控訴しても無理だ」と言うのを聞いて絶望的な気持ちになった。6月16日、昼に洗濯物を干すために監房の裏に出ると、看守の姿がなかったので、「今逃げ出せ」と思い逃走した。あてがあつたわけではない。もはやハンセン病患者と言われては生きてはいけない。死ぬ前に故郷が見たい。ひたすら歩いて、時には小走りになって故郷の村の近くまでたどり着いた。それでも真っ直ぐ自宅へは行けない。自宅の様子をうかがいながらも、村の周辺をうろついていた。そんな時、第二の事件が起きた。

<第2事件>

7月7日の朝、Hさんが村の近くの路上で刺殺体で発見された。最初から犯人はFさんと決めつけられた。大がかりな捜索があり、ついにFさんが発見され逮捕された。FさんがいたのはFさんの自宅がある集落のすぐ入口にある小屋だった。逮捕される際、Fさんは逃げ道のない窪地に追いつめられていたのだが、逮捕に当たった警察官に銃で撃たれて重傷を負った。警察官は、おそらく、ハンセン病と言われるFさんともみ合いになって触れなくなつたのだろう。できれば死んでしまつてほしいと思ったかもしれない。

傷の痛みで意識が朦朧とする中で取調べが行われた。この取調べでFさんの自白調書が作られる。「Hを鎌で突き刺して殺した」とある。しかし、意識が明確になってからは一貫して犯行を否認する。



10th ANNIVERSARY

菜の花法律事務所

<証拠>

Fさんと犯行をつなぐ客観的証拠は何もない。ただ、Fさんの叔父と大叔母が、犯行直後にFさんが訪ねてきて「Hを殺した」と聞いたという供述が取られた。しかもそれは裁判官の前での証言の形で取られた。あとで証言を覆せば偽証罪となる。叔父は事件発生直後に銃砲刀剣類所持で逮捕されて、勾留されたままでの証言だった。凶器はのちには鎌ではなくて、短刀（刺身包丁）であるとされた。この短刀は叔父か大叔母かかの供述に基づいて犯行現場近くの農小屋で発見されたとされるが、叔父なのか叔母なのかはつきりしないし、そもそもこのような短刀をFさんが持っていたという



凶器発見現場近くのため池

証拠もない。短刀からは、Fさんの指紋も血痕も発見されていない。Fさんは逃走以来着た切りで着替えも持っていなかったが、Fさんの着衣は犯行時返り血を浴びたような形跡もない。被害者は20数ヶ所刺されており、犯人が返り血を浴びていないはずはない。しかも、その創傷は鎌では説明がつかないし、短刀であっても説明困難な創傷がある。刃物の向きも順手、逆手と様々あり、同時に一人の人間が付けるには困難な傷である。

<裁判>

それでもFさんは有罪であるとされ死刑の判決を受けた。

裁判は今度も菊池恵楓園内の特設の法廷で、後には菊池恵楓園の隣に新しくできたハンセン病患者専用の医療刑務所の特別法廷で行われた。Fさんは一度も裁判所には行ったことはないのだ。しかも、その法廷では、裁判官、検察官、弁護人がいずれも予防衣と呼ばれる白衣を着用し、記録、証拠物等は手袋をしたうえで、割箸あるいは火箸で扱われるなどハンセン病に対する差別・偏見に満ちた取り扱いがなされた。

弁護士として受け入れがたいのは、当時の弁護人の対応である。被告人であるFさんが殺人を否認しているのに、弁護人は最初の罪状認否で「現段階では別段述べることはない」と述べ、無実を争っていないのだ。さらに罪深いのは、検察官から提出された証拠をすべて同意したことである。叔父や大叔母の調書もすべてである。これは、反対尋問権の放棄となる。被告人の立場に立ち、被告人の利益を守るのが弁護士の役割である。今このようなことが起きれば、弁護士会の懲戒処分の対象になることは疑いない。弁護士もまた、ハンセン病患者であるFさんの人としての権利を顧みることがなかったのである。

これらの裁判過程は明らかに憲法に違反する。日本国憲法は、裁判所の裁判を受ける権利（憲法32条）、裁判の公開（同法82条）、平等な裁判（同法14条）、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利（同法37条1項）、弁護人による弁護（同条3項）、適正な刑事手続（同法31条）を保障している。Fさんはこうした人間としての権利を奪われ、死刑台に引きずられていったのだ。

<死刑>

第一審判決は1953年8月29日に下された。控訴した。控訴審もすべて菊池医療刑務所内の特別法廷で行われた。翌1954年12月13日、控訴は棄却された。最高裁に上告したが、これも1957年8月23日に棄却

された。判決訂正の申立てを行なったが、これも棄却され、9月25日に死刑判決が確定した。

その後Fさんは3度に及ぶ再審を請求した。いずれも棄却された。3度目の再審が棄却された翌日、1962年9月14日、Fさんへの死刑が執行された。法務大臣の死刑執行指揮書への押印は、再審請求が棄却される前の同月11日にすでになされていた。再審請求棄却を見込んでの死刑執行指揮だったのか？あるいは、死刑執行が決まったので慌てて再審を棄却したのか？Fさんの裁判がおかしいと多くの人が気づき始め、Fさんを守る会も作られ、1962年夏には全国的な現地調査も行われて、さあこれから本格的に再審実現の運動を進めていこうと盛り上がってきていたその中での死刑執行だった。

<困難>

Fさんの死で運動は崩壊した。今、私たちは何とかFさんの無実を晴らしたいと再審の準備を始めている。しかし、Fさんの遺族は再審を決意できない。Fさんが生きているのであれば、家族も何としても無実を晴らし、Fさんを不当な死から救いたいと思うだろう。今となってはもうFさんは戻らない。死刑というのは本当に取り返しがつかない。ハンセン病に対する差別や偏見は今もまだ色濃く残る。2001年の熊本での国賠訴訟で勝訴し、新しいハンセン病対策や法制度を作ってきた今日も、多くの退所者、非入所者、遺族・家族は、表に出ることができず、世間に息をひそめるようにして生きている。遺族が他の家族のことを思い、再審が決意できないとしても、これを誰も責めることはできない。

<検察官に再審請求を求める>

「だがしかし」、「だがしかし」、関係者の誰もが何度も何度も思い悩む。これをこのまま放置していいのか？Fさんを殺人者のまま歴史の中に取り残していいのか？人権を守るべき司法の中で人を人として扱わなかったこの事実を問わなくて未来に恥じないのか？これを遺族にだけ背負わせるようなことで逃げていいのか？あの苛烈な無らい県運動を支えてきたのは私たちと同じ一般市民だったのではないか？

そこで、この再審請求の責任を検察官に求めることにした。法律によれば検察官も再審請求することができる。この事件のように、裁判の過程に明らかで重大な憲法違反があるとき、公の立場にある検察官こそこれを正す責務を負うべきである。だが、検察官に対してのこんな要求は歴史上初めてのことである。大きな運動でこの要求を支えなければ、一顧だにされずに投げ捨てられてしまうだろう。だから署名運動に取り組むことにした。たくさんの人の思いを、署名を通じて検察官に届けよう。

<Fさん>

Fさんはまともに学校に行っていない。幼い時から家の重要な働き手だったからだ。逮捕されたとき、十分な読み書きもできなかった。独学でそれを克服する。房では、たくさんの手紙や詩や短歌を書いた。本来実直な農民であったFさん。菊池事件を扱った映画「新・あつい壁」そうしたFさんの人柄を伝えてくれる。

Fさんの短歌でこの稿を終わる。

宿命の如き格子に顔よせて洩れ来る花の香りに浸る



「すべての水俣病被害者の救済」を かかげ続ける意味

～ノーモア・ミナマタ訴訟の勝利和解と今後の展望～

弁護士 菅 一雄

＜ノーモア・ミナマタ訴訟の勝利和解＞

昨年2011年3月、ノーモア・ミナマタ訴訟は熊本・大阪・東京の3地裁での和解で勝利解決しました。

3000人の大原告団の93%もの大量救済を2005年10月の提訴から5年半で勝ち取りました。天草など従来「対象外」だった地域でも7割の救済率を実現し、水俣病のたたかひの歴史上初めて昭和44年12月以降の出生者からも救済対象者を出しました。

一部に救済対象から漏れた原告が出たことは誠に残念でしたが、その方たちに対しては、原告団が獲得した団体一時金から特措法の一時金と同等の手当が出されました。

私自身、弁護士になって4年半、必死に取り組んだ仕事でした。和解後、一緒にたたかってきた原告らと握手を交わしました。さまざまな思いに涙があふれました。



特措法に反対する議員会館前の座り込み

＜「すべての水俣病被害者の救済」にどこまで迫れたのか＞

ノーモア訴訟の重要な特徴は、提訴当初から「すべての水俣病被害者の救済」を掲げて、司法制度を活用した大量迅速な救済を目指したことでした。私たちは不知火海1000人大検診などを通じて被害者を掘り起こし、追加提訴を続けて裁判原告を拡大しました。自らの救済を求めて本気でたたかひ抜く集団を増やし続けたことが、「水俣病は終わった」という当時の「常識」を覆し、国をも動かし、救済の道を切り開きました。国が裁判上の和解に応じたのは水俣病の歴史上初めてのことです。

また、水俣病の過去の歴史では「水俣病かどうか」の判断権を行政が独占して被害者を切り捨ててきました。そこで、「水俣病かどうかを誰が判断するか」が大きなテーマでした。ノーモア訴訟では原告側・被告側双方から同数の委員を出す「第三者委員会」で判断する仕組みを被告らに認めさせました。行政の判断権独占を打ち破った重要な成果です。判定資料として、民間医師の作成した「共通診断書」を行政側の医師の作成した診断書と対等の資料として取り扱うことも認めさせました。こうした仕組みが93%の救済率や地域・年代の壁の突破という大きな成果・前進に結びつきました。

さらに、ノーモア訴訟の闘いは、裁判外の被害者のたたかひとも広く結びついて、特措法上の救済制度を新設させました。裁判の和解水準が特措法の救済内容へも波及して救済水準を引き上げました。これらに励まされて、裁判外でも未救済被害者は6.5万人以上が手を挙げています。ノーモア訴訟の勝利和解が「すべての被害者救済」に向けた大きな前進の一步となったことを誇りに思います。

＜すべての水俣病被害者は時を越えて団結しよう＞

ノーモア訴訟の成果は、最高裁判決をはじめ過去の水俣病被害者のたたかいの成果と到達点をフルに生かして勝ち取られたものです。その意味で、先人のたたかいに感謝しなければなりません。

他方で、ノーモア訴訟などで未救済被害者が新たに救済を求めて手を挙げ、たたかい続けてきたことで、行政も既に救済済みの被害者の待遇切り下げに手をつけることができず、結果的に先人が守られてきた面も否定できません。

そうした意味で、被害者のたたかいは時を越えてお互いを支え合う関係にあります。裁判をたたかった不知火患者会は「すべての被害者救済」を掲げ続け、現在も未救済被害者の救済に取り組んでいます。

他方で、一部の救済済みの被害者団体に「未救済被害者が新たに手を挙げて被害者の人数が増えると被害者一人一人の待遇が切り下げられる」

と心配する向きもあるようですが重大な誤りです。「すべての被害者救済」を目指してたたかい続けることは自分たち自身を守ることであります。



＜ノーモア訴訟の成果を生かし新たなたたかいで新たな救済枠組みを作る必要＞

「すべての被害者救済」は未だ途上です。ノーモアが地域・年代の壁を突破したことで、「これまで行政が切り捨てて取り残されてきた地域・年代の被害者をどう救済するのか」新たな枠組み作りが今後の課題として浮上しています。では、特措法の救済措置はその枠組みたり得るでしょうか。

地域外の未救済被害者の中には特措法の救済措置に期待して申請中の方が多数います。政府はこの期待に応じて「すべての水俣病被害者救済」のために特措法を運用すべきでした。しかし、政府は、毎月1000人以上の申請者が殺到する中、不知火患者会の反対にも関わらず特措法の救済窓口を今年7月末に締め切りました。申請に遅れた潜在被害者が取り残され、問題の火種が残ったことは確実です。そもそも今でも水俣病被害者の症状は新たに発症したり、悪化したりしているのです。ですから本来は恒久的に救済窓口を開くべきでした。

申請できたとしても「救済対象に非該当」と県に判定された方が出てきています。非該当者は行政不服審査法に基づく異議申立てができますが、環境省はこれを認めないという違法な態度に出ています。国加害者は、何としても来年4月末で「救済対象者」を確定しようとしているのです。彼らは、「救済対象者確定」で加害者の被害者補償責任の範囲が確定したと宣言し、①チツソの事業会社株式譲渡を認めて事業会社（JNC）を被害者補償から完全に縁切りさせ、②公健法の地域指定を解除して認定申請の途も断ち、結局「被害者切り捨てによる幕引き」を狙っていることがはっきりしてきました。特措法の救済措置によって、地域外を含め相当程度の被害者救済の前進はあるでしょうが、それが「すべての水俣病被害者救済」の枠組みたり得ないこともはっきりしてきたのです。

水俣病被害者は、特措法申請者の切り捨てを許さず救済対象とさせるたたかいを続けながらも、「すべての水俣病被害者救済」のための新たな枠組み作りを目指す新たなたたかいを始めることが必要ではないでしょうか。その新たなたたかいでは、ノーモア訴訟の勝利和解の成果と到達点は大いに生かされることでしょう。

私も「すべての水俣病被害者救済」を目指すたたかいの一端に加わった者として、今後も粘り強く取り組む決意です。



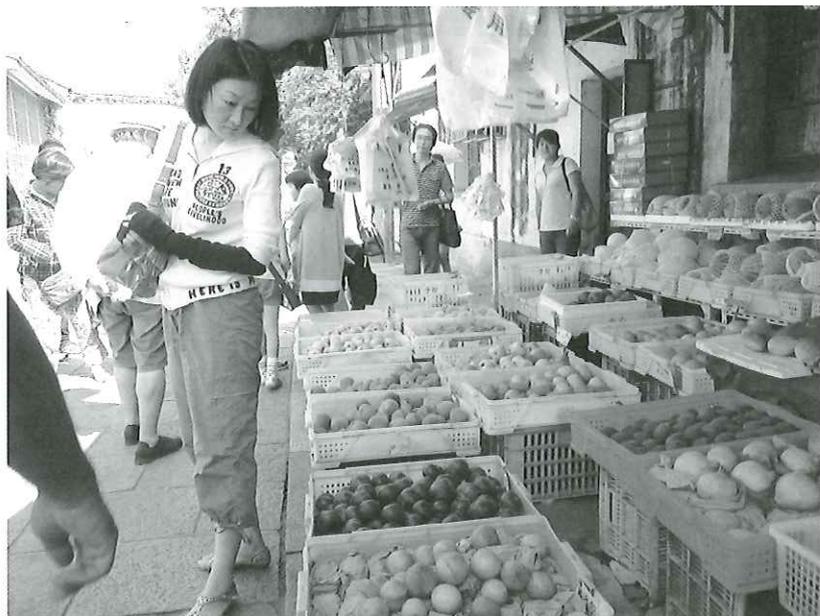
～ごあいさつ～

弁護士 池田 泉

弁護士登録して、もうすぐ1年が経とうとしています。何をするにも初めてのことばかりで戸惑っています。去年の今頃は、修習中ながら、きっと1年くらい経てばそれなりに自信もついているのだろうと思っていました。それなのに、現実には厳しく容赦なく自分の無力さを知らされ、いつになったら自信を持ってお仕事ができるようになるのか、気が遠くなりそうです。根が小心者なので、失敗しては凹む毎日です。（が、根が単純なので、ちよつとうまくいくとお風呂で「ドナドナ」を歌います。）

そうした新人弁護士としての日々を送りながら、日常の些細な出来事を、誰もが当たり前前に享受して、笑って泣いて、また明日が来て、大切な普通の日常を暮らしていけるように、弁護士には幅広い役割が求められているのだと、少しずつ実感しています。その人なりの苦しみに対して、真摯に向き合い、諸先輩方のように、弁護士としての使命を全うしていきたいと思えます。知らないところで支えていただくことも多々あるかと思いますが、どうか見捨てないでくださいね。ね。（念押し）

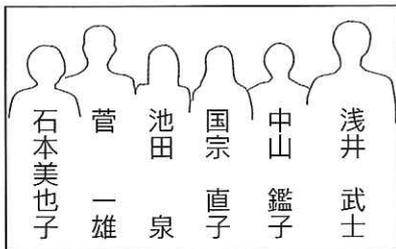
未だ頭に殻の乗った未熟者ではありますが、焦らず怯まず、一歩ずつ前進していこうと思えます。これからもご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。



菜の花法律事務所 10年のあゆみ

2002年	11月	1日 菜の花法律事務所開設（国宗直子弁護士・石本龍猪事務長） よみがえれ！有明訴訟提訴	2007年	2月	ハンセン病補償法改正1周年記念集会
2003年	1月	中山鑑子（事務局）入所	3月	糸山薫（アルバイト）退職	
5月	川辺川利水訴訟控訴審判決（勝訴・確定）	4月	国宗直子弁護士 熊本県弁護士会副会長就任		
6月	原爆症認定訴訟提訴 川辺川新利水事業事前協議開始	5月	ハンセン病市民学会（群馬）		
11月	アイレディース（黒川温泉）宿泊拒否事件	7月	原爆症認定熊本第一陣訴訟判決（勝訴）		
12月	ハンセン韓国ソロクト補償法による補償請求（1次）	2008年	3月	石本美也子（事務局）入所 ハンセン病市民学会（東京）	
2004年	1月	馬場広子（事務局）入所	6月	ハンセン病問題基本法成立 よみがえれ！有明訴訟地裁判決（佐賀・勝訴）	
7月	石本龍猪事務長逝去	8月	菊池恵楓園提訴10周年記念行事 ハンセン病厚生労働省との協議		
8月	諫早湾干拓事業差止仮処分決定（佐賀） ハンセン韓国ソロクト補償法による補償請求却下 ハンセン韓国ソロクト補償請求提訴 ハンセン台湾楽生院補償法による補償請求	9月	蒲島熊本県知事が川辺川ダム反対を表明		
9月	石本美也子（事務局）入所	2009年	4月	ハンセン病問題基本法施行	
10月	水俣病関西訴訟最高裁判決 ハンセン台湾楽生院補償法による補償請求却下	5月	馬場広子（事務局）退職 ハンセン病市民学会（鹿児島）		
12月	ハンセン台湾楽生院補償請求提訴	6月	浅井武士（事務局）入所 菊池恵楓園創立100周年記念式典 不知火患者会、水俣病特措法案反対国会前座り込み開始		
2005年	5月	石本美也子（事務局）退職 鈴木由美（アルバイト）入所 ハンセン病市民学会（熊本） ソロクト・楽生院のハンセン病裁判を知るつどい（東京）	7月	水俣病特別措置法成立	
8月	鈴木由美（アルバイト）退職	8月	原爆症認定熊本第2陣訴訟判決（勝訴）		
10月	ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟第1陣提訴 ハンセン韓国ソロクト訴訟判決（敗訴） ハンセン台湾楽生院訴訟判決（勝訴） ハンセン韓国ソロクト訴訟控訴	9月	不知火海岸住民1000人健康調査（水俣病）		
2006年	1月	日韓台共同シンポジウム（東京）	11月	原爆症認定熊本第1陣福岡高裁判決	
2月	ハンセン病補償法改正法成立（韓国・台湾への補償実現）	2010年	1月	ノーモア・ミナマタ訴訟で和解協議開始（3月に基本合意成立）	
4月	ハンセン病訴訟熊本地裁判決5周年集会	5月	水俣病特措法の救済措置の申請受付開始 ハンセン病市民学会（岡山）		
5月	水俣病公式確認50周年・水俣病犠牲者慰霊式 ハンセン病市民学会（富山） 原爆症認定近畿訴訟判決（勝訴）	12月	よみがえれ！有明訴訟控訴審判決（勝訴・確定）		
8月	原爆症認定広島訴訟判決（勝訴）	2011年	3月	ノーモア・ミナマタ訴訟勝利和解成立	
9月	糸山薫（アルバイト）入所	5月	熊本地裁10周年記念ハンセン病市民学会（沖縄）		
10月	菅一雄弁護士入所	6月	ハンセン病国賠訴訟勝利10周年記念シンポジウム・レセプション（東京）		
		2012年	1月	池田泉弁護士入所	
		3月	松橋事件再審請求		
		5月	ハンセン病市民学会（青森・宮城）		
		7月	水俣病特措法救済措置の申請締め切り		

10th ANNIVERSARY



この10年間、あつというまだったような、でも振り返ってみるとものすごく長くて、いろいろなことがあり、濃密な出会いと別れを繰り返してきたように思います。

熊本中央法律事務所勤務時代に国宗弁護士の担当について約3年、そこからこの菜の花法律事務所の10周年の今日まで、私はずっと国宗弁護士の傍らでお仕事をさせていただきました。

私がここまでやってこられたのは、周囲の皆様のおかげはもちろんですが、国宗弁護士の忍耐？のおかげとも思っております。

まだまだ足りないと自覚するところはやまほどあり、これからも成長の日々ですが、この場をかりて感謝申し上げたいと思います。

中山 鑑子

当事務所は今年11月1日をもって10周年という記念日を迎えました。

私が入所したのは2004年11月～2005年5月末まで、その後事情があり間を置き2008年3月3日に再度入所しました。ということで、今年で約4年半。つまり事務所の歴史の半分をとともに過ごしてきたことになります。

菜の花法律事務所開設時から勤めていました亡き夫・石本龍猪あとに国宗弁護士より事務所に呼んで頂き、働く事になりました。私はそれまで労働組合の事務所で働いており、争議等で法律事務所にお世話になることはあっても法律事務所です仕事するのは何分初めてのため、当初は慣れないことばかりでした。それでも10周年という記念の年まで務めることができたのも、支えていただいた皆様のおかげと存じております。

現在でも勉強の毎日ですが、これからも円滑な事務所運営に貢献できるよう努力していこうと考えております。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

石本美也子

菜の花法律事務所10周年の日をその一員として迎えることを光栄に思います。

私が入所してから、あつという間に3年あまりが過ぎてしまい、これまでの道のりを振り返ってみても、はて私は本当にこの月日を歩いてきたのだろうか、と首を傾げてしまいそうになります。

2009年6月、国宗弁護士と初めて話したときに、法律事務所働くことは地域社会への貢献になるのではないかと思います。今思えば、我ながらなんて曖昧な動機だと恥ずかしくなりますが、菜の花法律事務所での仕事は、私の想像も及ばなかったほどの大きな意義をもったものであり、この事務所で働くことで私の臍気だった思いは形を持たせてもらえたな、と日々の業務で人と接しながら感じる事ができています。

そういうわけで、まだまだ歩いたあとに道もできない弱い足取りではありますが、これからも入所当時の信念を忘れず、事務所と共に頑張っ歩き進んでいきたいと思っています。

浅井 武士